

保護者の皆様へ

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明
瑞穂市立穂積中学校長 福地 淳宏

悪天候時における対応について

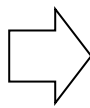
新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、相次ぐ大雨や台風、竜巻など気候変動が激しくなっております。こうした気象状況及び子どもたちの安全を考え、悪天候時における学校の対応について下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をおねがいします。

記

1 変更点

【平成 30 年度】対象となる警報
「特別警報」「大雨警報及び洪水警報」
「暴風警報」



【平成 31 年度】対象となる警報
「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」
「暴風警報」
※それぞれ単独の発表で下記の対応となります。

※今後、**放課後児童クラブも同様の対応**とします。よろしくお願ひします。

2 通常授業の場合

- (1) **登校する以前**に「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されている場合
 - ア 午前7時までに発令中の上記警報が解除された場合は、平常どおりとします。
 - イ 午前7時より後で**午前11時**までに解除された場合は、解除1時間後より授業を開始します。
（午前11時解除を含む）
 - ウ **午前11時**より後に解除された場合は、休業とします。
- (2) **登校後**に「特別警報」が発表された場合
学校で待機させることを原則とし、諸状況を判断して、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
- (3) **登校後**に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表された場合
 - ア 児童生徒を安全に帰宅させうると認められた場合、授業を中止して、速やかに下校させます。
 - イ 児童生徒の安全な帰宅が困難であると認められた場合、学校で待機させ、保護者への児童生徒引き渡しを行います。

3 午前授業または土曜授業の場合

通常授業、上記(1)イ・ウの「11時」を「8時」と読み替えてください。

4 留意点

- ・ 「特別警報」とは、これまでにない危険が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合に、ただちに身を守る行動をとる必要があります。
- ・ 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されていなくても、気象情報や河川の状況等を考慮して休校、早退及び自宅待機の決定を行うことがあります。
- ・ 「雷」や「突風（竜巻）」、道路や橋等の破損、自家の被害が著しい場合は、保護者の判断で安全が確保されるまで自宅待機させることや、登校させなくてもよいこととします。
- ・ 下校に際しては、給食を食べずに下校することもあります。
- ・ 下校時間、下校方法については、各学校の緊急メールで連絡します。
- ・ 平成22年以降「岐阜・西濃地方」から「瑞穂市」と発表区域が変更されているので注意してください。

保護者の皆様へ

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明
瑞穂市立徳積中学校長 福地 淳宏

南海トラフ地震等、地震に対する学校の対応について

南海トラフ全体で大規模地震の切迫性が高まってきていることから、平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、総合的な地震対策が進められているところです。瑞穂市においても南海トラフにひずみが生じ、東海地震・東南海地震・南海地震の3つの地震が発生した場合には、震度5以上のゆれが想定され、十分な対応が必要です。

そこで、南海トラフ地震等の大地震に対して、下記のように対応しますのでご理解を賜りますよう、よろしく願いします。

なお、ご家庭においても折にふれ、それぞれの対応について話し合っておいてください。

(1) 授業日

	注意情報、予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5強以上の地震）
生徒の対応	登校前	○自宅で待機する
	登校時	○登校中は登校する。 (ア) 早い段階で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は自宅で待機 (イ) 集合場所で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は、帰宅 ○登校後は運動場へ一時避難する。 ○その後は在校時に準ずる。
	在校時	○運動場へ荷物を持って避難する。 ○通学団別に分かれて避難する。 ○保護者が迎えに来て 担当者との確認の上で下校 する。 ○保護者と連絡が取れない児童は、そのまま待機する。
	下校時	○そのまま帰宅する。 ○放課後時の在校児童は、校内放送により運動場に集合し、 保護者が迎えに来るまで学校で待機 する。 ○保護者と確認後、通学団ごとに下校する。

※担任又は地区担当の職員の確認をせず、無断で子どもを連れて帰らないようにお願いします。

(2) 下校後及び休業日

	注意情報時及び予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5強以上の地震）
対応	授業日	○学校から連絡があるまで自宅で待機
	休業日	○学校から連絡があるまで自宅で待機

(3) 連絡方法

気象庁から出される「注意情報」後や「予知情報（警戒宣言発表）」の際、各ご家庭への連絡は、緊急メールを通じて行わせていただきます。なお、発表時には電話が殺到すると敏速な対応に影響するため、電話による問い合わせはご遠慮ください。また、携帯電話は、規制がかかる可能性があります。

(4) 地震災害後の連絡について

緊急メールで行う予定ですが、災害規模によっては、災害用伝言ダイヤル“171”（災害時発生のみ）からも、学校からの連絡事項が聞けるようにします。

◆かけ方 ①電話からかける。②171-2-058-320-0000

(5) 本案内は、家族がすぐ目にとまるところに保管してください。